

令和4年度 第1回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和4年9月28日（水）午後1時30分から3時30分まで
開催場所	白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
出席者	吉井会長、野口副会長、竹内委員（オンライン参加）、稲葉委員、小川委員、花山委員、寄本委員、佐々木委員
欠席者	0名
事務局	岡田市民環境経済部長、内藤市民活動支援課長、石田主査補、高橋主事
傍聴者	0名
議題	【報告事項】 （1）平成31年度・令和2年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について 【審議事項】 （1）令和4年度市民参加推進会議のスケジュールについて （2）市民参加の総合的評価の一部見直し（案）について
資料	①令和4年度第1回白井市市民参加推進会議 次第 ②【資料1】平成31年度・令和2年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について ③【資料2】令和4年度市民参加推進会議のスケジュール（案） ④【資料3】市民参加の総合的評価の一部見直し（案） ⑤【資料4】第2回会議スケジュール（案） ⑥【参考資料】第6期市民参加推進会議名簿（委嘱後） ⑦【当日配布資料】市民参加に関する職員向けガイドライン

（会議次第）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

【報告事項】

- （1）平成31年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について

【審議事項】

- （1）令和3年度市民参加推進会議のスケジュールについて
- （2）市民参加の総合的評価の一部見直し（案）について

- 4 その他
- 5 閉会

（会議内容）

議題

【報告事項】

- （1）平成31年度・令和2年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について

○事務局 まず、皆様の市民参加推進会議のほうから頂きました提言、こちらへの対応につ

いてということで、順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、平成31年度市民参加実施状況に対する提言ということで、こちらにつきましては、平成31年度に行われた市民参加を評価しました令和2年度市民参加推進会議からいただいた提言の内容になります。

まず、提言の1番としまして、「創意工夫ある積極的な情報発信」ということで御提言を頂きました。

提言内容の①番としまして、SNSの活用や事業者等の協力ということになりますけれども、こちらの提言への対応につきましては、令和3年度市民参加職員研修にて、SNSの活用ですとか、あるいは事業者等の協力について職員の皆様へ呼びかけ、説明をさせていただいたところでした。

また、加えて、市の職員全員が見られる庁内LANというシステムがありますけれども、そちらを使いまして全職員へ周知をさせていただいたところでした。今後につきましても、職員研修等は継続して行ってまいりますので、こういった機会を用いて積極的に呼びかけを続けていきたいというふうに考えております。

提言の②番、市民参加の情報を集約したHPの作成ということになりますけれども、こちらにつきましては、令和4年度に白井市のHPのトップページ、頭に市民参加という項目を新しく追加させていただきまして、より簡単に皆様が市民参加に関する情報へアクセスできるようにホームページを改修させていただいたところでした。こちらの改修内容につきましては、また後で説明をさせていただきたいと思います。

続いて、提言の2番になります。「職員の意識改革と市民参加の質の向上」ということになります。

まず、提言の①番としまして、ガイドラインの作成ということですがけれども、こちらにつきましては、職員の市民参加の意識向上、あるいは市民参加の基本的事項の理解、これらを促すために、皆様の机に置かせていただきました市民参加に関する職員向けガイドラインというものを作成させていただきました。こちらにつきましては、先ほど説明した庁内LAN、このシステムを使いまして、全職員に周知をさせていただいたところになります。こちらのガイドラインの内容については、一通り説明が終わりましたら説明させていただきたいと思います。

次に、提言の②番になります。職員研修ということになりますけれども、令和3年度と令和4年度、こちら、それぞれ1回ずつ研修を行っております。

まず、①番としまして、令和3年度市民参加に関する職員研修ということで、令和4年の3月7日に実施をさせていただいたところでした。こちらの研修の対象者としては、基幹計画及び分野施策レベル個別計画の所管課、全19課ということで、ちょっと難しい言葉で書いてあるのですが、要は市民に関わりの深い、市で持っている計画ですとか、そういったものを所管している部署の担当を集めて研修を行わせていただきました。研修の内容につきましては、全6テーマございまして、まず市民参加の意義について、市民参加条例について、市民参加の総合的評価の紹介、グループワーク（必要な市民参加について）、市民参加の好事例の紹介、創意工夫ある積極的な情報発信、これらのテーマを基に研修をさせていただきました。こちらの研修には、竹内委員にお越しいただいて、講師として御説明をいただいたとともに、市民活動支援課職員にて説明をさせていただいたところでした。

次に、研修の②番としまして、令和4年度市民参加実施事業担当者研修ということになりますが、こちら、令和4年の5月30日に実施をさせていただきました。こちらの研修の対象者につきましては、令和4年度基幹計画及び分野施策レベル個別計画の見直しを予定している課の担当者、市民に関わりの深い計画を持っている課の担当者、実際に見直しを令和4年度に予定しておりますという課の部署の担当者を招いて研修を行いました。こちらの内容につきましては、市民参加条例について、そして、市民参加の方法と実施のポイントについて、市民参加の総合的評価について、市民参加推進会議からの提言についてということで、令和3年度に実施したものは、どちらかというと広い市民参加とは何かというようなところから、基本的なところを説明させていただきましたけれども、5月に行った研修につきましては、実際に今年度に計画の見直しを行っていく実務担当者向けに、市民参加推進会議からのこういった提言がありますので、こういったポイントに心がけて市民参加に取り組んでくださいというようなことについて研修をさせていただいたところです。こちらの講師につきましては、市民活動支援課職員で担当をさせていただいたところです。

次に、提言の③番としまして、好事例の情報共有というところになりますが、こちらにつきましては、今の説明させていただきました職員研修のほうで職員に情報共有をさせていただきました。そして、皆様にお配りしております市民参加の職員向けガイドライン、こちらにも掲載をさせていただいて、職員のほうにも共有をさせていただいたところです。今後につきましても、職員研修ですとか、あとは庁内LAN等を使いまして、引き続き積極的な情報共有に努めていきたいと考えているところでございます。

以上が令和2年度の推進会議から頂いた御提言への対応ということになりまして、裏面をめぐっていただきまして、こちらのほうが令和2年度市民参加の実施状況に対する提言ということで、こちらは、実際には令和3年度、昨年度の推進会議から頂いた御提言への対応という説明になります。

まず提言の1番としまして、「幅広い世代の市民にわかりやすく情報を伝える工夫の実践」ということになりますが、まず提言の①番としまして、概要版の作成ということですね、それから、まとめて②番、若い世代に向けた情報発信、そして③番、文字検索が可能なPDFでの公表、この3点について御提言を頂いたところでございます。こちらの御提言に対する対応につきましてはですけども、先ほど説明をさせていただいた今年5月に行いました令和4年度市民参加実施事業担当者研修におきまして、この三つの提言について説明をさせていただきまして、職員のほうへは呼びかけを行わせていただきました。併せて、庁内LANのシステムのほうを活用しまして、全職員へこの三つの提言について周知をさせていただいたというところになります。

続いて、提言の2番としまして、「庁内における市民参加の好事例の情報共有」というところになりますけれども、こちらの提言、①番としまして、好事例の情報共有ということになりますが、こちらにつきましては、先ほど申しているとおり、5月の市民参加実施事業担当者研修におきまして、職員のほうへ説明をさせていただきましたとともに、庁内LANでの共有、また、職員向けガイドライン、こちらへの掲載などを行わせていただいたところです。こちらにつきましては、今後、市民参加を積極的に進めていくという観点からいきますと、1回共有しただけでは、なかなか職員のほうにも浸透していかないというところがあるかと思っておりますので、継続的に職員のほうに呼びかけを行っていく必要があるというふうに

考えておりますので、今後につきましても、職員が創意工夫を凝らしながら市民参加に取り組んでいただけるように、定期的にこういった好事例については共有を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○委員 庁内LANを使った情報の共有という、言葉的には分かるのですが。ただ、個々に皆さんが見られたかどうか、チェックはどうされているのですか。

というのは、こんなことを言うとあれなのですけれども、ただ単純に流しただけでは、見えない可能性があるのではないかと、そういうことが気になることと、読んだというか見たということを確認にチェックできる仕組みがないと、皆さん見ないのではないかと、いう可能性もありますよね。疑っているわけではないのですが、そういうところをどんなふうにされているかお聞きしたいです。

○事務局 それでは、今頂いた御意見ですけれども、頂いた提言について職員のほうがりっかり見ているかどうかということで、庁内LANで流すだけでは、見たかどうかチェックできないのではないかと、というような御意見を頂きました。

市民活動支援課で実際に庁内LANのほうに流させていただいて、各課が確認したかどうかというのは、一応システム上は分かるようになっております。いつ、どの課が確認したかということは、データ上で分かるようになっております。

ただ、個々の担当する職員が実際にそれを見て、ちゃんと情報共有されたかどうかというところは、まだ全員に行きわたっているかというのは、その庁内LANだけでは分からないということは確かにあるかと思えます。

やはり今まで提言をそのまま、結構何十ページもあると思うのですけれども、今回頂いた提言の中で、ここはぜひ見てほしいというような箇所を今回ピックアップさせていただいて、提言を抜粋したページを併せてつけていただいたというところで、市民への公表でも、計画の素案をばっさり、どさっと置いておくだけでは、見ていただけないというところもあるかと思えますので、そういった観点からも、職員も同じで、分厚い冊子ですと、皆さんに見ていただけないというのは確かにあるかと思えますので、今回につきましては、この提言の抜粋版というものを併せてつけさせていただいて、できる限り多くの職員に見ていただけるようにということで配慮はさせていただいたというようなところでございます。

○委員 では、質問させていただきます。ガイドラインの説明は後であるのですね。

○事務局 ガイドラインのほう、説明させていただきたいと思えます。

○委員 では、職員研修のことでお聞きしたいのですけれども、こういうことでやりましたというのはよく分かるのですけれども、では、参加した方は何名参加したのか、一つ目の職員研修は何人参加されたのですかね。

○事務局 今、参加者、把握はさせていただいているのですけれども、今、手元にございませぬので。

○委員 では、分かりました。何名がいいとか悪いとかと言いたいわけではなくて、やったというのは、市の方の職員の説明は、毎回何々をやりました、何々をやりましたという報告は常にあるのだけれども、その結果、例えばこれであれば、アンケートを取るといような話あったと思うのですけれども、職員のアンケートを取っているのであれば、その集計した結果はどうだったのか。事務局として、研修を実施して、一体その結果どうこの研修を評価しているのかとか、そういう部分が全く報告にないので。ただ、やりましたというだけの報

告は、私らからしたら、それだけで終わるのはあまり望ましいことではないので、やった結果どうなのか、職員はどう、それに対して、例えばアンケートで答えているのかとか、そういうところを含めて報告をしてほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局 御意見頂きまして、ありがとうございます。確かに、参加者がどのぐらいいたのかというところは、やはり委員の皆様ももちろん気にされる場所かと思えます。

また、アンケートについても、実際に職員がどう答えたのかというところは、確かに気になる場所かと思えますので、こちらにつきましては、今手元にはないのですけれども、また事務局のほうで整理をさせていただいて、また次の会議で報告をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○委員 それは構いません。皆さん方、事務局としては、この研修をどう今やってみて評価しているのかというのを教えてくださいませんか。

○事務局 行った研修ですけれども、職員の市民参加に対する理解というのは、やはりばらばらだったのだなというのが、改めて担当課としても分かりました。

特に今、情報公開につきましては、情報公開コーナーと図書館、それから市のホームページ、この三つでは必ず公表してくださいということでお願いしているところなのですけれども、実際、参加していただいた職員からは、知らなかったということで、次、実際に計画の見直しですとか条例改正を行うときは、広く公表させていただきたいということで、職員への理解が進んでいないなというところで、改めて担当課としても感じたところですので、こういったところについては、まだまだ、市民活動支援課としても周知が足りていないのだなというところは感じておりますので、引き続きこういった研修等の機会でも周知をさせていただければというふうに考えております。

○委員 ありがとうございます。

もう一つ、お聞きしたいのですけれども、これは意見ですけれども、1年目から16年の積み重ねをどうやってきたのですか。歴史が分かるようにしてほしいということは言ってきたと思うのですけれども、好事例というものをたくさん積み上げていくというのが一つの歴史の積み重ねであろうかと思うのですね。このガイドラインに、さっきざっと見せていただいた三つほど好事例があるのだけれども、それをどんどん増やして行って、それをそのガイドラインの改定なのか、どういう機会か分かりませんが、その増やしたものを職員の方たちにどんどん普及してもらおうようにやって行ってほしいなという希望というか、意見を最後に言わせていただきます。

○事務局 承知しました。取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員 ありがとうございます。今の御質問に関して、実際に講師を担当して職員研修に関わったのですけれども、実際に参加していたのが30名弱だったかと記憶しておりまして、そのうちの、少ないのですけれども8名が事後アンケートに回答してくださいました。

今一度見直していたのですけれども、実際にやったのがロールプレイングでした。実際に座学をした後に、市民の目線に立って、どういう市民参加が必要なのかということも議論していただいたのですが、そういう機会が全くなかったのが、よかったという意見があった一方で、そのロールプレイングの意味が全く分からなかったと言っている方もいたりとか、座学だけでやれば、もっと参加者が多いのではないかといろいろ意見がありました。こちら事務局も見られるかと思えますので、次回までに一緒にまとめられたらなども

思っております。そんな感じでよろしいでしょうか。

○事務局 承知しました。アンケート内容と参加した人数につきましては、次回会議で皆様にお示しできるよう整理してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員 令和3年度への対応という裏面の幅広い世代の市民に分かりやすく情報を伝える工夫の実践という箇所があるのですけれども、そこで委員会の皆様から若い世代に向けた情報発信という項目が②番にあるのですけれども、これについて、対応方法をもう少し詳しく教えていただけますとうれしいです。

○事務局 若い世代に向けた情報発信ということで御提言を頂きましたけれども、今、白井市のほうでも公式LINEがありまして、いろいろな方に登録をいただいているというような現状があります。今までそういった公式LINEですとか、そういったSNSというのは、こういった周知、公表の場にあまり使われていなかったという現状がありまして、今になって実際に計画の見直し等を行う際に、そういった媒体を使うところは少しずつ出てきたのですけれども、やはり今まではちょっと少ないというところで、アナログ的な、図書館に置いておくですとか、そういったところが主なものだったのですけれども、これからは若い世代に向けて、SNS等、そういったツールも使って呼び掛けていく必要があるということで、この点については、職員研修等で職員に周知を引き続きしてまいりたいというふうに考えているところです。

○事務局 ガイドラインについて説明をさせていただきたいと思います。まず、1ページからになりますけれども、前半の部分につきましては、主に市民参加が必要な理由ですとか、そもそも市民参加とは何なのかというような市民参加の基本的な事項について書いてあるということになります。

例えば1ページには、本ガイドラインをつくった目的ですとか、2番として市民参加の背景、どういったところで市民参加が広がってきたのかというような背景が載っております。あと、2ページからは、3番、市民参加とはというところで、そもそも市民参加は何で行うのかというような目的ですとか、あるいは、市民参加を行う際の基本原則、または市の責務ということで。市はこういうことを考えて市民参加に取り組まなければならないですよというようなところを、まずは職員にこういった原理原則があるのですよというのを理解していただきたいということで、前半部分につきましては、主に市民参加の必要性または基本的な事項、この辺について書かせていただいているというようなところでございます。

7ページにつきましては、市民参加の対象事項というところで、担当課は結構気になるところだと思うのですけれども、どういった行政活動が市民参加の対象となるのかというところで、こちらの理解というの、やはり担当部署によって、ばらばらというような現状がございますので、今、市の市民参加条例に位置付けられている市民参加の対象はこちらですということで、この1ページに掲載をさせていただいたというようなところでございます。

そして、8ページからにつきましては、市民参加の手法、どういった市民参加の種類があるのかということと、あとは、それらの市民参加を行う際のポイント、この辺について書かせていただきました。主に、まず審議会のこういった手法の特徴がありまして、実際に行うときには、こういったところに気をつけて取り組んでいってくださいますというような内容が書かれておりまして、それが手法ごとに審議会、パブリックコメント、アンケート調査、意

見交換会、ワークショップ、最後にその他の方法というところで、手法ごとにこういった点に気をつけてくださいということで解説をさせていただいております。

また、14ページからにつきましては、全ての手法に共通する実施のポイントということで、これは手法にかかわらず、どの市民参加を行う際にも必ず留意してくださいというようなことで、公表の方法ですね。基本的には、複数の箇所で広く市民に周知をしてくださいというところ。それから、結果公表の時期。会議録ですとか意見交換会なんかの結果報告については、なるべく早めに行うことが望ましいですということ。それから、実施回数・実施期間ということで、審議会にしても意見交換会にしても、実際に事業内容に応じて十分な開催回数を設けているか、少なすぎる回数ではないかというようなところに留意して実施をしていただきたいということで、全ての手法に共通するポイントということで、併せて記載をさせていただいたところです。

16ページ、17ページにつきましては、実際に市民参加を行うタイミング、または実施過程ということで、いつどういったタイミングで市民参加を行っていくのかということが書かれておまして。特に、17ページに三つの実施時期の留意点というところで書いてありますけれども、意思決定をする前に実施するというので、何か結論が出てしまっているものに対して、市民参加を後でやりましたといっても、それはアリバイづくりのための市民参加でしかないということになりますので、必ず市が決定する前に市民参加を行うことということを書かせていただきました。

それから、②番の業務スケジュールの管理。こちらにつきましては、基本的には余裕を持ったスケジュールで市民参加を行うようにしてくださいということになります。例えば審議会で公募市民の方を募集、いらっしゃっていますけれども、公募市民を募集する際に、例えば時間がないので公募委員を募集しなくてもいいでしょうかというようなことがあった場合に、それは市民参加条例でしっかり規定をされているので、時間が足りないからというのは公募市民を募集しないという理由にはならないということで、基本的には余裕を持ったスケジュールで市民参加を進めましょうということがこの②番になります。

そして最後、③番の柔軟な対応ということで、こちらは②番のスケジュール管理にも共通しますけれども、当初想定していなかったことということのも当然、市民参加は起こりうるかと思いますので、あらかじめ余裕を持ったスケジュールで、当初想定していなかったものに対しても対応できるように、余裕を持ってスケジュールリングをお願いしますというようなことが、この実施時期の留意点ということで記載をさせていただきました。

そして、18ページからにつきましては、この市民参加推進会議についての説明も入れさせていただきました。職員にとっても、この市民参加推進会議で毎年評価を行っているということを知っている職員って少ないのですね。こんな評価をやっているのだというのを後で聞いて知ったというような職員が非常に多かったですので、こういった今回、せっかくのガイドラインですので、市民参加推進会議で毎年こういった評価基準、ポイントに基づいて皆さんの事業が評価されているのですよということを理解していただくために、この市民参加推進会議の説明も載せさせていただきました。

そして、25ページですけれども、こちら先ほど出てきました市民参加の好事例の紹介ということで、こちらにつきましては、令和2年度に実施をしました事業から、特によかったもの、皆様の評価が高かったものについて、好事例ということで上げさせていただきました。

例えば、一番上の第8期高齢者福祉計画につきましては、回収率を上げる工夫があったということで、この事業、7割の回収結果があったということで、非常に高い回収率となったということがありました。それが何でかといいますと、多くのアンケートというのがほとんど3割から4割にとどまっているという中で、督促はがきを送っていただいたりですとか、後は募集期間をあらかじめ長めに取っていただいたというような担当課の工夫があって、約7割という高い回収率があったというような形で、こういった点については、ぜひほかの部署にもまねをしていただいて、どの市民参加も、行う際には積極的に取り組んでいただきたいということで、この好事例の紹介ということで、事例三つですけれども、こちらに上げさせていただいたというようなどころでございます。

それから、1枚めくっていただいて、26ページからなのですけれども、こちら市ホームページでの情報提供ということで、先ほど提言への対応で、市のホームページを見やすいように改修をさせていただいたと報告させていただきましたけれども、まさにこちらがその結果になります。この絵の、市のホームページの画像なのですけれども、左下に市民参加というタブがありまして、こちらを新しく追加させていただきました。この市民参加というところをクリックしていただくと、審議会ですとかパブリックコメント、ワークショップなんかの開催情報ですとか、あるいは開催結果が、この市民参加をクリックすることで出てくるというようなことで、非常に見やすくなったというふうに考えております。

以前は、この市民参加の結果ですとか実施している情報というのは、ページの奥のほうに埋もれていたもので、どこに市民参加のページがあるのか、どこをクリックすれば閲覧できるのかというのが非常に分かりづらいということがございまして、今回ホームページを担当している部署のほうと調整をさせていただきまして、このような形でホームページの改修をさせていただいたというようなどころになります。

あとは、担当課によって、市のホームページの更新の仕方ですとか更新の内容というのは、職員によって差異があるということで、一定程度、こういったルールの下でホームページを更新をしてくださいというようなところをぜひ守っていただきたいということで、この27ページからは、必ず市民参加の情報を載せる際には、市民参加をクリックすれば市民がすぐ飛べるように設定をしてくださいねというのが、この27ページから30ページにかけて、こちらはちょっと事務的なものですけれども、担当部署向けにつけさせていただいたというようなどころでございます。

それから、資料につきましては以上になるのですけれども、一応31ページからは巻末資料ということでつけさせていただいて、主に市民参加を行う際の様式ですとか、あるいは手順なんか、この巻末資料というところにまとめて載っております。

特に32ページにつきましては、市民参加の手続の流れということで、実際に市民参加を初めて行う部署にとって、どういった手順でそもそも進めていけばいいのかということが分からないというような声も頂いております。そういった声も頂いたことを受けまして、実際に市民参加の対象となる活動を行うことが決定してから、実際に計画の策定ですとか条例の改正に至るまでの流れについて、この1枚にまとめて書かせていただきました。この1枚を見れば、こういったタイミングがあって、この次にはこれをやればいいのか、この次にはこういった手続があるのだなということが、この1枚を見れば担当課としても分かりやすいということで、この1枚をつけさせていただいたというようなどころになります。

併せて、33ページからにつきましては市民参加のチェックリストになりまして、実際に担当する職員が市民参加の手続を行う際に、しっかりと市民参加が漏れなく行えるようにということで、チェックリストを手法ごとにつけさせていただきました。例えば審議会等のチェックリストであれば、公募委員の募集を周知する際には広報、情報公開コーナー、図書館、ホームページへの掲載、ここは必ず行ってくださいねということで、チェックを入れる欄を設けさせていただきました。このチェックリストが審議会、パブリックコメント、アンケート調査、意見交換会とワークショップ、最後にその他の手法ということで、この手法ごとにチェックリストをつけさせていただきました。もちろんこのチェックリストについても、職員のほうには既に周知をさせていただいておりますので、今後、市民参加をやる際には、このチェックリストをぜひ活用いただいて、皆さん共通理解を持って市民参加に取り組んでいただけるのかなというふうに思っておりますので、このチェックリストをお作りさせていただいたところです。

以下については様式ですね。主に事務手続で使う様式がついておりまして、最後に49ページから市の市民参加条例、こちらの逐条解説のほうをつけさせていただきました。

以上、このような形で計65ページのガイドラインということで、職員の方にはぜひ読んでいただいて、活用していただきたいと。そして、皆さん、今、市民参加の取組というのが職員、担当部署によってばらばらであるといった現状がございますので、この市民参加のガイドラインを作成したことで、共通理解を持って市民参加を進めていけるのではないかとということで、市民活動支援課としては期待をしているところでございます。

また、当然、市民参加の職員研修をやる際にも、このガイドラインを教材として、ぜひ研修のほうも推進、進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員 先ほどの研修とも絡むのですけれども、このガイドラインを職員に配っただけでは多分読まれないと思うし、理解も難しいと思うのですね。先ほど、研修をやって、30人ぐらい参加されたということですが、市民活動支援課としたら、何名の職員の人に研修をすると目標を立ててやっておられるのか、それを教えてください。

○事務局 今後の研修につきましてはですが、今はここに書かせていただいたとおり、実際に市民参加を行っていく担当部署の職員に向けて参加をしていただいたというようなところでございますけれども、今後につきましては、多くの職員に参加をいただけるように、例えば職員の階級別、係長クラスですとか、そういった階級別に年度別に研修をやっていって、満遍なく多くの職員に理解していただけるように、研修のほうを実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員 それでは、お願いしたいと思っております。先ほど市長が、職員の数400人弱と言われました。どのぐらいの職員の人を対象にしようと思っておりますか。今これから研修を繰り返されると思うけれども。

○事務局 お答えします。職員のほうは400人弱で、毎年研修をやらせていただいているのですけれども、1回でなかなか400人のことをやるというのは、1日では当然無理でございます。この市民参加にかかわらず、職員研修というのはいろいろな項目でやっておりまして、例えば、今事務局のほうからも言いましたが、階級別ということで、例えば今年度は課長でやりましょうとか、今年度は、では係長でやりましょうとか、そういう形で研修をやらせていただいております。今までこの市民参加推進会議については、研修については、

市民参加をこれからやるであろう課を対象に、例えば計画をこれから作るだとか、そういった課を対象に、これから市民参加は目前に迫っているの、そういう課を対象に行ってきたところではあるのですけれども。

実は今年度、市長のほうガイドラインについて報告をさせていただいたときに、市民参加についても階層別の研修をやったらどうかというようなお話も頂きまして、そこを検討してほしいというようなお話も頂いているので、今後については、市民参加に関する研修につきましても、ある程度の期間、年を置いて階層別な研修で、いずれトータルで全員で研修が受けられるような形で実施していきたいなというふうには考えております。

○委員 よく分かりました。計画を組んで、今おっしゃられたように実施していただきたいなと思います。特に階層別というのは中身も多分変わってくるので、このガイドラインだけでいいのかどうかということも多分出てくるとは思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと。

それから、2年目の、最後のところで提言を検討するとき、いろいろな市民参加の手法が、結局やっても全く、例えばパブリックコメントがゼロであるとか、結果として果たしてこの手法を使ってやったことが、やったけれども、やったことが果たしてよかったかどうかという評価も必要なので、実際の事業をやるときに、この手法については数値目標を設定してやって、それを評価するということをしてほしいという提言を私、申し上げたと思っているのですけれども、それは、そのガイドラインの中でそういうような目標設定をしてくださいというようなことは、ざっと見ただけだけれども、どこにも出てきていないので、申し訳ないけれども、2年目に終わったときにそういうようなお話もさせてもらったと思うのだけれども、今後そういうところも考えていただきたいなということを、これは要望です。

それから、もう一つは、これ作ったものを多分適宜、中身を改定したり、それは政策が変わったり、例えば法制度が変わることもあるだろうし、時代が変わればあると思うのですけれども、その辺の改定については、今後どうしようというふうに考えておられるのか。もし今それを考えがあれば教えてくれませんか。

○事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。ガイドラインにつきましては、今回このような形で提言に基づきまして作成させていただきましたけれども、中身に好事例というようなお話で、今回三つほど掲載させていただいていますけれども、当然、今年度また評価をいただいて、そういったものがあれば、当然どんどん追加をさせていただくような形になろうかと思ひますし、改めてまた今後の提言内容等を踏まえまして、ガイドラインについては追加、見直しを随時、必要に応じてさせていただきたいというふうに考えております。

○委員 よろしくお願ひします。

○吉井会長 ありがとうございます。今の追加といいますか、については、条例のほうでも逐次改定、追加については条例の後に付記されていますので、ガイドラインについても同じようなことでいいのではないのかと思ひます。これだけが唯一の憲法というか、改正していくというのは、当然、状況に応じて変わっていくので、今の御提案、御提言を生かす形でガイドラインの一番最後のところに、何年何月に改訂というか、言葉遣いはお任せしますけれども、そういう形でやれば分かりやすくということになると思ひます。

それから、あともう一つ、確かに全職員の方を対象に研修といいますか広めるということ

は非常に大事なことなので、取りあえずはプライオリティーの問題から言って、今現状で進行している方を最優先というのは、これ当然のことだと思いますので、その中、順次、最終的に目標としては、いわゆる教育研修と一緒に、初任者の研修を含め、視野に入れた中で御対応いただければ。皆さんのお考えも同じことだと思うのですが、そういうことだと。課長からのお返事もそういうお話ございましたし、それが一つの目標といいますかね。こういうガイドラインというか、そういうことなのでしょうね。最終的にはそこを目指してやっていただけるということが、皆さん、御発言された方も含めて、そういうお考えで御発言されていると思いますので、御対応をまた一つよろしく願いいたします。我々も追っかけていきますから。こういうものを御提案、御提言させていただいて終わりというふうに思っていないので、逐次こういう形で、いいとか悪いとかというよりも、こうしたらもっとよくなるという意味で、皆さん、みんなそういうお考えでいらっしゃるので、ひとつ御対応のほうをよろしく願いしたいというふうに、あえて申し上げます。よろしく願いします。

【審議事項】

(1) 令和4年度市民参加推進会議のスケジュールについて

○事務局 こちらの資料2番が今年度の推進会議のスケジュール内容になります。今年度につきましても、計6回の会議を経て答申、そして、市長への答申書の提出までを目標として進めさせていただきたいと思っております。今年度につきましては、全6事業を評価させていただくことになります。

まず第1回ですね。今日の会議はこういった形、右側に書いてありますけれども、今進行させていただいています。次の第2回の10月の会議ですけれども、こちらにつきましては、評価を3事業行います。今回6事業ございますので、前半の3事業につきまして、この10月の会議で皆様から評価の議論をいただければと思います。昨年度、この事業のよかった点と改善点、それから、担当課へのヒアリングの質問事項ということで三つ御発表いただいたかと思っておりますけれども、それがこの第2回の10月の会議の評価3事業で行っていただきたい内容になります。

そして、第3回の会議ですけれども、こちら11月ということで、内容につきましては担当課ヒアリング3事業ということで、第2回の会議で評価をしました三つの事業につきまして、実際に担当職員を呼んでヒアリングを受けていただくということが一つ。もう一つが評価3事業ということで、6事業のうちの後半分、三つの事業について評価の御議論をいただくというようなことが、この第3回会議の内容になります。

そして、第4回の12月の会議ですけれども、こちらにつきましては、担当課ヒアリング3事業ということで、こちら、後半3事業分の担当課ヒアリング、担当職員に出席をいただくというような形になります。それから、総合的評価の確認ということで、こちらは一通りヒアリングまで終わった前半の3事業につきまして、最終的な評価をまとめていくというようなところが、この総合的評価の確認というところになります。

そして、第5回の1月の会議ですけれども、総合的評価の確認、後半三分の事業についてのまとめになります。そして、答申書の提言事項の検討・調整ということで、実際に答申書の提言に載せていく事項について、皆様に御議論をいただいて、調整をしていくというよ

うな内容になります。

そして最後、第6回、2月の会議で皆様から第5回会議で頂いた御意見を基に、事務局で答申書の案をお示しさせていただきまして、皆様で最終調整をしていただくというのがこの第6回、最後の会議になります。

そして、答申書が完成しましたら、3月に市長に答申書を提出させていただくというような流れで、基本的な流れは昨年度の流れと同じような形になりまして、昨年度は8事業ありましたので、2事業分減ったというところで、少し会議時間、短くなる会もあるかと思えますけれども、皆様には1か月に1回という、非常に詰まったスケジュールではございますけれども、御協力をいただきまして、答申書の提出まで皆様とともに進めさせていただければというふうに考えております。

(2) 市民参加の総合的評価の一部見直し(案)について

○事務局 資料につきましては、資料3番のほうを御覧いただきたいと思えます。

こちら、市民参加の総合的評価の一部見直し(案)ということで説明いたします。上から読ませていただきます。市民参加の総合的評価は、歴代の市民参加推進会議にて評価方法や評価基準・水準を一部見直しながら実施をしてきましたが、令和2年度の市民参加推進会議において、総合的評価の問題点が指摘されたことから、令和3年度に総合的評価の見直しを行いまして、新たな方法で事業の評価を行ったところです。

しかしながら、昨年度新たな評価方法で評価を実施しましたところ、以下の問題点が指摘されましたことから、その問題点を解消するための評価方法の一部見直しを図りまして、今年度の評価につなげていきたいというふうに考えております。

まず、1番としまして、昨年度の総合的評価と問題点ということで説明させていただきます。昨年度の総合的評価の内容なのですけれども、主に三つのポイントに基づいて、計30点満点で評価をつけていただきました。

まず一つ目のポイントが、市民参加の方法ということで、こちらにつきましては市民参加の方法が、その事業内容に合わせて適切な方法によって行われているかということです。これが10点満点になります。

二つ目が、市民参加の手続(基準)ということで、市民参加条例が求めている基準に基づいて市民参加の手続が行われているかということで、こちらも10点満点でつけていただきました。

そして、三つ目が、市民参加の手続(水準)ということで、こちらは市民参加推進会議が求める望ましい水準に基づいて、積極的な市民参加が行われていたかどうかというところで、こちらも10点満点でつけていただいたというところです。去年は、この三つのポイントを基に評価をしていただいたというようなところでございます。

(2)番としまして、この見直しを受けて実際に評価をしたところ、問題点がございました。令和3年度の市民参加推進会議から御指摘をいただいた内容ですけれども、実際に行った市民参加の手法がふさわしくなかった場合には、この1番の市民参加の方法というところで低い点数がつくかと思えます。しかし、その行った手法がある程度、基準、水準に基づいて実施されていれば、②番の基準と③番の水準で足すと、結局高い点数がついて、一つの手法しかやっていないですとか、あるいは、この手法はふさわしくないといった場合でも、

基準、水準に基づいてある程度行われていけば、いい評価となってしまおうというようなことが、実際に評価をされていてありました。このような指摘を頂いたことから、実施した市民参加の方法、これがふさわしくなかった場合に、相当の評価となるように、総合評価における評価区分の調整をさせていただきたいというふうに思います。

裏面にめくっていただきまして、2番、総合的評価の一部見直し内容というところで、実際の見直し内容なのですけれども、見直し前の総合的評価につきましては、三つのポイントに基づいて30点満点でつけていたというところなんです。最後、皆さんの意見をまとめて、総合評価を出す際に、以下の区分で出しておりました。20点から30点は「良好」、14点から19点は「妥当」、10点から13点は「要改善」、9点以下が「不良」、このような評価区分で評価をつけておりました。そして、今回の見直し後の総合的評価なのですけれども、20点から30点が「良好」、ここは変わらないです。変わりましたのが「妥当」ですね。こちらが、以前14点から19点が「妥当」だったのですが、これを16点から19点ということで、少し厳しい評価に見直させていただきたいというふうに思います。併せて、「要改善」ですけれども、こちらについても10点から15点を「要改善」として評価していきたいというふうに考えております。最後の「不良」は9点以下ということになります。これを変えることによって、委員の評価区分、そして推進会議での評価区分も同様に、16点から19点を「妥当」、10点から15点を「要改善」ということで、評価方法、区分のほう見直しをさせていただきたいと考えております。

今回、なぜこのような区分にさせていただいたかといいますと、基本的には前回、評価方法を見直しまして、30点満点でつけていくというところをやってきましたけれども、やはり事務局としても、この30点満点でつけていくというところの評価軸はあまり変えたくないなというふうに考えていまして。それであれば、30点満点の中で「妥当」とか「要改善」というところのランク付けを少し厳しくして、市民参加の方法が少し劣っていた場合に、相当の評価となるように見直させていただければというふうに思ったというところが1点目です。

もう一つ、今回は総合的評価の区分を、点数を変えるということで見直させていただきたいのですけれども。以前、例えば1番の市民参加の方法というところが、今10点満点というふうになっていますけれども、これを例えば20点満点にしてウェイトを上げるというような御意見も確かに頂いたというふうに自分、記憶しているのですけれども。これをこの①番だけを20点満点にすると、では、この20点の中でどこまでを「良好」とするか、あるいは、どこまでを「妥当」とするかとか、そういった判断軸が、事務局としてもすごく設定しづらいというところがまずありまして。また、実際につけていただく委員さんからしてみても、20点という幅はすごく広いと思ひまして、20点の中から、どこからどこまでの点数をつければいいのかというのが、あまりにも範囲が広すぎるというところ。やはり多くても10点満点という軸は変えずに、10点の中で「良好」ですとか「改善」といった評価をぜひいただければということがありまして、事務局としては、この30点満点でつけていくというところは変えずに、評価区分を少し見直して、厳しい評価として、市民参加の方法がふさわしくなかった場合に、それなりの評価となるように見直しをしていきたいというふうに考えているところです。

例えば、昨年度評価したものと、皆さんから頂いた御意見で、前回、白井市教育振興

基本計画策定事業という事業を皆さんに評価していただいたときに、取られていた手法がパブリックコメントだけだったのですね。ただ、総合評価としては15点というところで、「妥当」という評価がついていたと思います。この事業がパブコメしかやっていないのに「妥当」という評価がついてしまうのは、どうなのかというような御意見も頂きまして、事務局としても、半分以上は取っていただかないと、半分ですと30点分の16点ですよ。過半数はしっかり点数を取っていただいて、相当の評価となるように見直していかないといけないというふうに感じましたので、今回このような見直しを皆様に提案させていただきたいというふうに考えております。

○委員 前回の最後の会議のときに、ちょっと論議になった話は、今事務局言ったような話もあったのかもしれないけれども、それよりかは、市民参加の方法について結果みたいなものを入れるのか入れないのかとあって、私はある程度入れましたと。そうしたら、これは入れるものではありませんというような話があったと思うのですよね。

担当課がとった手法でふさわしくなかった手法なんかはないのですよ。白井で参加条例にこれだけの方法がありますという手法を取っているだけだから、その方法が悪いという評価はないのではないですか。

ある程度結果のことを入れないと、ここに参加の手法が適切かどうかで、全部適切ではないの。私の記憶では、皆さんもある程度結果のものを反映させてしまいましたというふうに言っていた意見が何人かあったと記憶しています。

○事務局 今回の見直しなのですけれども、令和3年度の推進会議の中で評価していただいたものの中で、特に白井市第2次教育大綱策定事業、こちらと、あと白井市教育振興基本計画策定事業、こちらにつきましては、いずれもパブリックコメントしか取っていないというところでしたけれども、評価としては、それぞれ17点と15点ということで、「妥当」ということで出たのですね。

○委員 では、その案件を言うのであれば、その場合の市民参加の方法は何点だったの、それを言わないと。総合点でどうのこうのではないでしょう。市民参加の方法として、全員が何点つけていたのですかという話ではない。

○事務局 昨年度の方法の評価ですけれども、教育大綱策定事業につきましては4点ということで、不適切ということで出ておまして、次の教育振興基本計画策定事業、こちらにつきましても、4点で不適切というところの評価になっております。

○委員 書いてある方法が、事業内容と合わせて適切な方法で行われましたかといったら、適切な方法だったのではないの。パブリックコメントも両方とも。結果としてパブリックコメントの答えがなかったということが一つの答えであって、だけれども、手法としては間違っていないのではないか。何で不適切なの。

○事務局 こちらの市民参加の方法につきましては、おっしゃるとおり、結果には捉われずに、あくまでもその事業に対してパブリックコメントをやったことが適切だったかということになりますので。例えば、この事業であれば、本当はパブリックコメントではなくてアンケートを取ったり、ワークショップをやったりしたほうが本来はよかったのでということであれば、不適切ですとか改善といった点数が入りますし、あるいは、やっていた方法は審議会一つでしたけれども、審議会がその事業にとってふさわしかったというところであれば、丸ですとか二重丸というような評価が入ってくるということになりますので、この1

番の市民参加の方法というところは、あくまでも結果等ではなくて、取った方法が適切であったかということについて評価をしていきまして、残りの結果に基づく部分については、②番の市民参加の手続（基準）というところと、③番の市民参加の手続（水準）という、この二つの項目で見えていって、その足し上げた結果、30点満点で、では、どれだけだったかというところに基づいて評価をしていくというような評価方法ということで説明をさせていただいているところです。

○吉井会長 私、個人的な見解なのですけれども、ここの市民参加の方法というのは、取った方法が間違っているとか間違っていないとかということではなしに、その幾つかある方法を、それぞれ適切な部分をここで採用したかどうかという評価だと思っているのですよ。ですから、例えばパブリックコメントだけだったら、パブリックコメントで十分だということだったら、それでいい。しかし、パブリックコメントのほかに、例えば審議会もあつたらよかったねとか、そういう意味で、ここで点数が足されていくので、評価そのものの内容、結果よりも、つまり、ここで手段を取ったところの一つの可否という認識なので、これはこれで、私個人的には、それでそういうことなのではないかなと。

以前、これの反省として、手法の数の多さで点数化するという一つの部分があつて、これは反省として、手法の数で評価積み上げていくというのではなくて、そこでこの点数の見直しがあつたのですよ。これでたくさん、やればやるほど点数が重なっていって、最終的にいい点数が出るって、それは違うでしょう、違うとは言わないけれども、それよりもというので、このやり方で、つまり均等に、10点10点10点という形で取って、その中で最終的に、結果としては積み上げていってという評価なのですよね、これは。ですから、これは私、個人的には、このとおりだという。つまり、パブリックコメントが駄目だとか何とかという、これは評価の部分ではなくて、パブリックコメント駄目とかというのが、ここはパブリックコメントのほうで何々、何々。パブリックコメントも駄目なら駄目でもそれはいいのですけれども、そういうことだと思ふのですよね、考え方として。評価は最終的な部分であつて、これ点数はあくまでも積み上げですから。

それから、あともう一つ、これは私の個人的なあれとしても、総合的評価の中で「妥当」が16点からというのは極めて、それはそうだよねと私は思いました。やっぱり基本的には過半数という、数字で評価する場合、過半数というのは非常に大事なことなので、今まで考えてみたら、14から19、19はともかくとして、14が「妥当」だったというのは、そう言われてみれば、16「妥当」だなというふうには、これは極めて心象的な部分、科学的ではないのか分かりませんが、というふうなことは思いました。ですから、〇〇委員さんのおっしゃることもよく分かるので、いいとか間違っている、そういうことではなくて、この考え方としては、そういうことなのでしょうねということだと思ふすけれども。

○事務局 〇〇委員さんから御指摘いただいた件だと思ふのですけれども、おっしゃるとおりで、当然条例に基づいてパブリックコメントを実施したものは、当然不適切ではなくて、条例の中でどの市民参加の手法を取るかというのは担当課に委ねられていて、当然全てやらなければいけないものでもないですし、その事業に合った市民参加の手法を担当課のほうで検討をして、現在、市民参加を行っておりますので、もちろん結果としてパブリックコメントのみになったものが不適切ということは当然ないものと考えております。

ここの評価の部分だと思ふのですけれども、先ほど会長さんもおっしゃられたように、そ

の数で評価を以前はしていたというようなお話がございましたけれども、担当課のほうでその事業に合ったものを、市民参加の手法を検討した上で手法を選んでおりますので、そういったところのどのような形で市民参加の手法を検討して選択しているかというところを御判断いただいて、評価をしていただきたいなというふうに考えております。

また、最後、総合評価の部分で、繰り返しになりますけれども、過半数という部分を今回、見直しさせていただいて、以前ですと14点でも、過半数以下でも「妥当」であったというようなところから、今回見直しするに当たって、そこのところも我々としては変更させていただきたいなというところで、改めてこのような見直しをさせていただいておりますので、またこのような評価に、できれば見直しをさせていただきたいと思っております。

今回これで、事務局として提案をさせていただいておりますけれども、またここの評価の仕方につきましては、実際また評価をしながら、また問題点があれば、その都度改善はしていきたいと思っておりますので、その点を踏まえまして今回、御審議をいただきたいと考えております。

○吉井会長 ありがとうございます。各委員さん、御質問、御意見等いかがでしょうか。

○事務局 さっきも言いましたけれども、今回これで御提案をさせていただいておりますので、後日これで御決定を皆さんに御承認をいただければ、今年度の評価につきましてはこの見直しした評価のほうで実施をさせていただきたいなというふうには考えております。

○吉井会長 ありがとうございます。そういう形で、昨年度といたしますか、以前よりもそういう意味では改定といたしますか、された部分ではありますので、これによって、皆さん方でまた御議論と御審議をした上で諮っていけばというふうには思いますが、皆様方もそういうことでよろしいですかね。

また、いつものことです。これはいつも、とにかく進歩していますから、当然、年度の途中ないしは年度の末の部分で、次への提言ということも含めて、これで終わりませんので、我々が取り組んでいけばというふうには一応は思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

それでは、今、御提案いただいたこの見直しの部分について、今年度、あと残り半年になりますけれども、これで評価をしていくということでいかがでしょうか。よろしいですか。御異議なければ、このまま取り組みましょうということでございますが。

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では、事務方のほうも、これで皆さん方で一緒にやっていきますので、よろしくお願いたします。